

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株) K I K U Z A K I 電気
住所：東京都多摩市諏訪1丁目5番地の9

2. 指名停止措置期間 自 令和8年2月20日 1ヶ月
至 令和8年3月19日

3. 事実概要

(株) K I K U Z A K I 電気は、令和7年3月から同年7月までの期間、神奈川県内の民間工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、配置技術者を専任で置かなければならない工事において配置した主任技術者を、他の工事の主任技術者として兼務させた。

このことが、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年12月15日、東京都知事より監督処分(指示)を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564